

春日学園義務教育学校コンプライアンス ～ 不祥事根絶に向けた取組み ～

つくば市立春日学園義務教育学校長 増田 真智子

1 ねらい

- 教職員の不祥事根絶に向けた取組を組織的に実践し、信頼される学校づくりの推進に努める。
- 教職員の指導力向上を図り、児童生徒や保護者に対しての適切な指導や対応に努める。

2 校内ルール 3 ない運動+2 を意識しよう

※「体罰をしない、セクハラをしない、飲酒運転をしない」＋「金銭の取扱い」「個人情報の管理」

(1) 体罰等の防止

- ・体罰等は、児童生徒の人権及び人間としての尊厳を損なう行為であることを強く認識し、体罰等を許さず、見逃さないことは、教職員の責務であることを自覚する。
- ・児童生徒には、教職員として節度ある態度で接し、いかなる場合も体罰は行わない。
- ・自分の行った行為が体罰に当たるかもしれないと思ったときには、直ちに管理職に「報告・連絡・相談」をする。また、同僚の指導が行き過ぎていると感じた場合も、直ちに管理職に「報告・連絡・相談」をする。

(2) 個人情報の管理について

- ・児童生徒名簿・成績管理簿等の個人情報に関わるものを校外に持ち出すことは、原則として禁止する。
- ・紙媒体による個人情報についても厳重に管理する。不要となったものは、速やかにシュレッダーで処分する。
- ・メール送信する際は、To、Cc、Bcc の送信先アドレス、添付ファイルの中身を確認する。

(3) 金銭の取扱い ・原則として現金での集金は行わない。

- ・会計処理において、出納簿や領収書等を適切に管理し、会計管理を複数の目でチェックする。

(4) 節度ある関係の維持

- ・担任から児童生徒へ連絡を取る場合、原則として、学校の電話（固定電話・学校携帯）を使用する。
- ・児童生徒との面談や相談、個別指導等の実施は、原則として、校内もしくは保護者在宅の児童生徒宅で行う。
- ・教職員の自家用車に児童生徒は乗せない。緊急かつやむを得ない場合は、事前に校長の許可や保護者の承諾を得る。
- ・児童生徒や保護者と SNS による個人的な連絡を取らない。指導上特に必要な場合は、管理職の許可を得る。また、教職員自身の SNS の利用は、ネット上のコミュニケーションが他の人からも見えていることを認識する。

(5) 飲酒運転の禁止や交通事故について

- ・飲酒する際は、「飲んだら乗るな、飲むなら乗るな」を徹底する。帰宅方法として運転代行を前提とした酒席への参加は控える。また、翌日に車を運転する予定がある場合は、酒気帯び運転にならないよう十分に気を付ける。
- ・飲酒をともなう宴席に出席する場合は、酒席での言動に十分注意する。
- ・車を運転する際、スピード超過、脇見、スマホを使用しながらの運転等がないように十分気を付ける。
- ・事故を起こしたり、重大な交通違反をしたりした場合は、速やかに管理職に報告する。

(6) わいせつな行為の防止

- ・児童生徒と面談等を行う場合は、外から見えない状態で1対1にならない。密室状態にならないよう配慮する。
- ・児童生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・教育目的外で児童生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・普段から、教室や特別教室、更衣室、トイレ等の室管理、整理整頓を心掛け、定期的な見回りを実施し、盗撮行為が絶対に起きないようにする。
- ・わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりしたときは、躊躇することなく管理職に報告する。